

## 本間美術館庭園の名勝指定に係る国の文化審議会の答申及び 官報告示について

国の文化審議会（西原鈴子会長）は、平成23年11月18日（金）に開催されました同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡名勝天然記念物の新指定14件、追加指定等18件、登録記念物の新登録3件、重要文化的景観の新選定1件、追加選定1件について、文部科学大臣に答申しました。

酒田市からは、本間美術館庭園「本間氏別邸庭園（鶴舞園）（ほんましべつていていえん（かくぶえん）」）が選ばれ、文部科学省の官報告示（平成24年1月24日付）により国の名勝に指定されました。

鶴舞園は江戸時代後期に、東北地方の豪商・地主である本間家が造営した池泉回遊式の庭園で、赤・青など色彩豊かな景石を随所に用いるほか、清遠閣の2階からは鳥海山を借景とした庭園を俯瞰することができ、その意匠・構成が優れていると評価されました。

酒田市内の国指定名勝は、これが2件目で、酒田市内の国指定文化財はこの指定によって11件となります。

### 1. 指定の概要

指定名称	<small>ほんましべつていていえん</small> 本間氏別邸庭園（ <small>かくぶえん</small> 鶴舞園）
所在の住所	酒田市御成町12番1外
指定面積	7,350.60 m <sup>2</sup>
所有者	財団法人本間美術館他

### 2. 指定説明

近世に大坂と蝦夷地とを結ぶ航路上の港町として栄え、最上川河口部の物資の集散地としても発展を遂げた酒田には、近世から近代にかけて問屋・海運業などを主軸に豪商・地主として成長を遂げた本間氏の邸宅が存在する。

文化10年（1813）に庄内藩主であった酒井忠器（ただかた）が領内巡検を行ったのに先立ち、本間氏第4代の本間光道（こうどう）は藩主の休憩所として別邸を構え、主屋と池泉からなる回遊式庭園を営んだ。来遊した忠器は、秀麗な鳥海山を望む建物に「清遠閣（せいえんかく）」と名付けたほか、池泉中島の松の木に鶴が舞い降りたことにちなみ、庭園に「鶴舞園（かくぶえん）」と名付けたとされる。

近世後期から近代にかけて日本海の手運業などを主軸に成長した豪商・地主の本間氏が、近世の港湾都市酒田を支えた荷役労働者の冬季における労働力を活用して造営した回遊式庭園であり、赤や青など色彩豊かな景石（庭園の景観の要素となる庭石）を用いるほか、清遠閣の2階座敷からは、鳥海山を借景として地形の変化に富んだ池泉庭園の全景を俯瞰することが出来るなど、意匠・構成は優れている。その芸術上の価値は高く、よって名勝に指定し保護しようとするものである。

（文化庁報道発表資料より）

### 3. 同種の国指定名勝

名勝斎藤氏庭園 宮城県石巻市 平成17年 7月14日指定

名勝旧池田氏庭園 秋田県大仙市 平成16年 2月27日指定

※東北三大地主（宮城県斎藤氏、秋田県池田氏、山形県本間氏）といわれた近代資産家の庭園。地方の伝統的な庭園で、地域の風土的特色を示し、我が国の文化の多様性を表

しています

